

工事共通仕様書

(水道事業)

摂津市上下水道部

目次

1	総則	1
1.1	一般事項	1
1.1.1	適用範囲	1
1.1.2	法令等の遵守	1
1.1.3	用語の定義	1
1.1.4	疑義の解釈	3
1.1.5	書類の提出	3
1.1.6	委任状又は下請負	3
1.1.7	特許権等の使用	4
1.1.8	監督員	4
1.1.9	現場代理人及び主任技術者等	5
1.1.10	技能士	5
1.1.11	工事関係者に関する措置要求	5
1.1.12	官公署等への諸手続き	6
1.1.13	費用の負担	6
1.1.14	条件変更等	6
1.1.15	工事の中止	6
1.1.16	賠償の義務	6
1.1.17	工事の検査	7
1.1.18	目的物の引渡し及び所有権の移転、部分使用	7
1.1.19	工事請負代金の請求	8
1.1.20	保証期間	8
1.1.21	監督員の検査(確認を含む)及び立会等	9
1.1.22	賠償の義務	10
1.1.23	工事の検査及び引渡し	10
1.1.24	しゅん工検査	11
1.1.25	既済部分検査	12
1.1.26	中間検査	12
1.1.27	官公署の検査	12
1.1.28	目的物の引渡し及び所有権の移転、部分使用	12
1.1.29	工事現場発生品	13
1.1.30	施工管理	13
1.1.31	履行報告	14

1.1.32	使用人等の管理	14
1.1.33	工事関係者に関する措置請求	14
1.1.34	跡片付け	15
1.1.35	環境対策	15
1.1.36	文化財の保護	17
1.1.37	官公庁への手続き	17
1.1.38	施工時期及び施工時間の変更	17
1.1.39	提出書類	17
1.1.40	不可抗力による損害	17
1.1.41	保険の付保及び事故の補償	18
1.1.42	臨機の措置	18
1.1.43	賠償の義務	19
1.1.44	保証期間	19
1.1.45	疑義の解釈	19
1.2	安全管理	19
1.2.1	一般事項	19
1.2.2	交通安全対策	20
1.2.3	歩行者通路の確保	20
1.2.4	事故防止	21
1.2.5	事故報告	22
1.2.6	現場の整理整頓	22
1.2.7	現場の衛生管理	23
1.2.8	安全教育	23
1.3	工事中設備等	23
1.3.1	現場事務所及び材料置場等	23
1.3.2	工事中機械器具等	23
1.3.3	工事中現場標識等	23
1.3.4	工事中電力及び工事中給排水	23
1.3.5	工事に必要な土地、水面等	24
1.4	工事中施行	24
1.4.1	一般事項	24
1.4.2	事前調査	24
1.4.3	障害物件の取扱い	24

1.4.4	現場付近居住者への説明	25
1.4.5	工事用地等の使用	25
1.4.6	公害防止	25
1.4.7	道路の保守	25
1.4.8	警戒宣言に伴う措置	26
1.4.9	再生資源の利用促進	26
1.4.10	就業時間	26
1.4.11	工事施行についての折衝報告	26
1.4.12	他工事との協調	26
1.4.13	工事記録写真	26
1.4.14	工事完成図	26
1.4.15	工事関係書類の整備	27
1.4.16	提出書類一覧	28
2	材料	30
2.1	材料一般	30
2.1.1	材料の規格	30
2.1.2	材料の承諾	30
2.1.3	材料の検査	30
2.1.4	調合	30
2.1.5	加工	30
2.1.6	合格品の保管	30
2.1.7	材料の搬入	30
2.1.8	使用材料の確認	30
2.2	支給材料及び貸与品	31
2.2.1	支給及び貸与	31
2.2.2	品目、数量、受渡し	31
2.2.3	運搬、保管	31
2.2.4	使用及び加工	31
2.2.5	保管、使用状況の把握	31
2.2.6	損傷時の処置	31
2.2.7	貸与品の維持、修繕	31
2.2.8	返納	31

2.3	発生品	31
2.3.1	発生品	31
2.4	材料品目	32
2.4.1	石材及び骨材	32
2.4.2	セメント、混和材及び水	34
2.4.3	レディーミクストコンクリート	35
2.4.4	セメントコンクリート製品	37
2.4.5	土砂	37
2.4.6	木材	38
2.4.7	鋼鉄材	38
2.4.8	瀝青材料	40
2.4.9	規格	41
2.4.10	塗料	44
2.4.11	植栽物	44
2.4.12	芝、竹製品	44
2.4.13	その他	45
2.4.14	JIS 及び JWWA の水道品規格	45
3	工事	49
3.1	施行一般	49
3.1.1	一般事項	49
3.2	仮設工	49
3.2.1	仮設工一般	49
3.2.2	水替工	49
3.2.3	締切工	49
3.2.4	柵又は塀	49
3.2.5	土留工	50
3.2.6	覆工	51
3.2.7	工事用道路	51
3.3	土工事	51
3.3.1	掘削工	51
3.3.2	切取工	51
3.3.3	埋戻工及び盛土工	52

3.3.4	残土処理	52
3.3.5	建設副産物の処理	53
3.3.6	法面仕上工	53
3.3.7	セメント類吹付工	53
3.4	矢板工	54
3.4.1	木矢板	54
3.4.2	鋼矢板	54
3.4.3	コンクリート及び PC 矢板	54
3.5	基礎工	54
3.5.1	栗石基礎その他	54
3.5.2	杭基礎一般	55
3.5.3	木杭	55
3.5.4	既製杭(PC 杭、PHC 杭、鋼管杭)	55
3.5.5	場所打ち杭	56
3.6	コンクリート工	57
3.6.1	一般事項	57
3.6.2	材料の貯蔵	57
3.6.3	耐久性向上対策	57
3.6.4	配合	58
3.6.5	練り混ぜ	58
3.6.6	コンクリート打設	59
3.6.7	締固め	60
3.6.8	養生	60
3.6.9	打ち継目	60
3.6.10	寒中コンクリート	60
3.6.11	暑中コンクリート	61
3.6.12	水密コンクリート	61
3.6.13	表面仕上工	61
3.6.14	コンクリートの品質管理	61
3.7	型枠工及び支保工	62
3.7.1	一般事項	62
3.7.2	型枠工	62

3.7.3	支保工	62
3.8	鉄筋工	63
3.8.1	一般事項	63
3.8.2	鉄筋ガス圧接	63
3.9	伸縮目地	64
3.9.1	一般事項	64
3.9.2	止水板	64
3.9.3	伸縮目地板及び目地材	65
3.10	石積(張)工及びコンクリートブロック積(張)工	65
3.10.1	一般事項	65
3.10.2	空石積(張)工	65
3.10.3	練石積(張)工	65
3.10.4	コンクリートブロック積(張)工	66
3.11	植栽工	66
3.11.1	芝付工	66
3.11.2	種子吹付工	66
3.11.3	穴工	67
3.11.4	樹木の植栽工	67
4	管布設工事	68
4.1	施工一般	68
4.1.1	一般事項	68
4.1.2	試掘調査	68
4.1.3	舗装面切断工	68
4.1.4	土工	69
4.1.5	土留工	69
4.1.6	覆工	69
4.1.7	残土処理及び建設副産物	69
4.1.8	埋戻工	70
4.1.9	盛土	70
4.1.10	路面復旧	70
4.1.11	配管技能者	70
4.1.12	管弁類の取扱い及び運搬	70

4.1.13	管体検査	71
4.1.14	管の据付け	72
4.1.15	管の切断	72
4.1.16	既設管との連絡	74
4.1.17	既設管の撤去	75
4.1.18	不断水連絡工	75
4.1.19	異形管防護工	75
4.1.20	鉄管防食用スリーブ被覆工	76
4.1.21	管明示工	77
4.1.22	水圧試験	77
4.1.23	基礎工	77
4.1.24	コンクリート工	77
4.1.25	型枠工	77
4.1.26	鉄筋工	77
4.1.27	伏越工	78
4.1.28	軌道下横断工	78
4.1.29	水管橋架設工	78
4.1.30	電食防止工	79
4.1.31	通水準備	79
4.2	管の接合	79
4.2.1	適用	79
4.3	ダクタイトル鉄管の接合	80
4.3.1	一般事項	80
4.3.2	継手用滑剤	80
4.4	GX ダクタイトル鉄管の接合	80
4.4.1	性能	80
4.4.2	管路設計について	80
4.4.3	作業順序（直管継手）	82
4.4.4	異形管の継手	86
4.4.5	継ぎ輪の接合要領	88
4.4.6	異形管防護	89

4.5	NS形ダクタイル鉄管の接合	90
4.5.1	対象路線	90
4.5.2	管及び仕切弁	91
4.6	K形ダクタイル鉄管について	91
4.6.1	K形ダクタイル鉄管の接合	91
4.6.2	フランジ継手	92
4.7	鋼管溶接塗覆装工事	92
4.7.1	一般事項	92
4.7.2	アーク溶接	93
4.8	合成管の接合	94
4.8.1	耐衝撃性硬質塩化ビニル管の接合	94
4.9	仕切弁等付属設備工事	95
4.9.1	一般事項	95
4.9.2	仕切弁設置工	95
4.9.3	量水器設置工	97
4.9.4	消火栓設置工	97
4.9.5	水道用急速空気弁設置工	98
4.9.6	給水管	98
5	道路復旧工事	99
5.1	施工一般	99
5.1.1	一般事項	99
5.1.2	準備工	99
5.1.3	路盤工	99
5.1.4	基層工・表層工	102
5.1.5	路面標示線	104
6	工事完成図作成基準	105
6.1	適用	105
6.2	完成図の提出	105
6.3	図面の大きさ及び紙質	105
6.4	表示方法	106

6.5	図面の構成	106
6.6	縮尺	108
6.7	作図上の表示	108
7	工事写真管理基準	110
7.1	適用範囲	110
7.2	写真の分類	110
7.3	工事写真の目的	110
7.4	工事写真撮影基準	111
7.5	デジタル工事写真の黒板情報電子化について	115
8	建設リサイクル法に基づく書類作成要領	117
8.1	適用範囲	117
8.2	法第 13 条関係	117
8.3	法第 11 条関係	117
8.4	法第 12 条関係	117
8.5	法第 18 条関係	117

1 総則

1.1 一般事項

1.1.1 適用範囲

1. この工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、摂津市上下水道部事業管理者（以下「発注者という。」が発注する水道事業に係る請負工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に適用する。
2. この共通仕様書に定めのない事項は、別に定める特記仕様書による。
3. この共通仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書による。

1.1.2 法令等の遵守

工事の施行に当たり受注者は、当該工事に関する法令、条例、規則等を遵守すること。

（参考:関係法令等）

水道法・建設業法・道路法・道路交通法・労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法・労働者災害補償保険法・騒音規制法・振動規制法・河川法・港湾法・消防法・文化財保護法・中小企業退職金共済法・水質汚濁防止法・廃棄物処理及び清掃に関する法律・火薬類取締法・毒物及び劇物取締法・労働安全衛生規則・酸素欠乏症等防止規則・建設工事公衆災害防止対策要綱・再生資源の利用の促進に関する法律
なお、これら諸法規の運用適用は請負者の負担と責任において行う。

1.1.3 用語の定義

1. 監督員とは、契約書第 10 条第 1 項に規定する監督員であり、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成、交付及び請負者が作成した図面の承諾を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験の実施を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う本市職員をいう。
2. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
3. 設計図書とは、特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
4. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
5. 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施行方法等工事を施行するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成したものをいう。
6. 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施行に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
7. 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
8. 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答す

る書面をいう。

9. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。
10. 指示とは、監督員が受注者に対し工事の施行上必要な事項について実施させることをいう。
11. 承諾とは、契約図書で明示した事項について発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
12. 協議とは、書面により契約図書の協議事項にていて、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
13. 提出とは、監督員が受注者に対し、又は請負者が監督員に対して工事に係わる書面またはその他の資料を説明し差し出すことをいう。
14. 提示とは、監督員が受注者に対し又は受注者が監督員に対し工事に係わる書面または他の資料を示し説明することをいう。
15. 報告とは、受注者が監督員に対し工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
16. 通知とは、監督員が請負者に対し又は受注者が監督員に対し、工事の施行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
17. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、書名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電信、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、数日有効な書面と差し換えるものとする。
18. 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
19. 立会とは、契約図書に示された項目において、監督員が同席し、内容を確認することをいう。
20. 段階確認とは、契約図書に示された施行段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
21. 工事検査とは、検査員が契約書に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
22. 検査員とは、摂津市水道事業工事検査規定第3条にて任命された検査員（以下「検査員」という。）が工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
23. 同等以上の品質とは、品質について、設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質、もしくは監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関の保証する品質の確認のために必要となる費用は受注者の負担となる。
24. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
25. 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
26. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む)の初日をいう。
27. 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
28. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施行するための工事をいう。

29. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。
30. 現場とは、工事を施行する場所及び工事の施行に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
31. 現場発成品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
32. SI とは、国際単位系をいう。
33. JIS 規格とは、日本工業規格をいう。また設計図書の JIS 製品記号は、JIS 国際単位系(SI)移行（以下「新 JIS」という。）に伴い、すべて新 JIS の製品記号としているが、旧 JIS に対応した材料を使用する場合は、旧 JIS 製品番号に読み替えて使用出来るものとする。
34. JWWA とは、日本水道協会規格をいう。
35. JDPA 規格とは、日本ダクタイトル鉄管協会規格をいう。
36. WSP 規格とは、日本水道鋼管協会規格をいう。

1.1.4 疑義の解釈

1. 受注者からの要求があり監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図又は複写した図面等（電子情報を含む。）を貸与することが出来る。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えるものとする。
2. 仕様書(特記仕様書を含む)及び設計図に疑義を生じた場合は、発注者と受注者の協議による。
また、設計図書等に明示していない事項であっても工事の性質上、当然必要なものについては監督員と協議し、その指示に従い施行すること。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者にしようさせ、又伝達してはならない。

1.1.5 書類の提出

1. 受注者は、指定の日までに発注者の定める様式による書類を提出する。
2. 提出した書類に変更を生じたときは、速やかに変更届を提出する。

1.1.6 施工計画書

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は施工計画書に次の事項を記載しなければならない。又、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することが出来る。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表

- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要機械
- (6) 主要材料
- (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

3. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。
4. 受注者は施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1.1.7 コリنز (CORINS) への登録

受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が 500 万円以上の工事について、実績情報システム (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に登録内容の変更時は変更のあった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。(ただし、請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。) また、(財) 日本建設情報センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。

1.1.8 委任又は下請負

1. 受注者は、工事を一括して他人に請け負わせてはならない
2. 受注者は、工事の一部を下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - (2) 下請負者が摂津市上下水道部の建設工事競争入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
 - (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

受注者は、工事の一部を第三者に委任し又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者に通知する。

1.1.9 特許権等の使用

1. 工事の施工に当たり、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、請負者はその使用に関する一切の責任を負う。
2. 受注者は、業務の遂行により発明又は考察したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じる。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議する。
3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が「著作権法」（昭和45年法律第48号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属する。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することが出来る。

1.1.10 監督員

監督員とは、当該工事を監督する発注者の指定する職員をいい、次に掲げる権限を有する。

1. 工程の管理、工事施工状況の確認又は工事材料の試験の立会い、若しくは検査を行う。
2. 受注者又は受注者の代理人に対して、指示、承諾又は協議等を行う。
3. 当該工事における契約書第10条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合に、監督員が受注者に対し口頭により指示等を行った場合には、受注者はその指示に従うものとし、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1.1.11 現場代理人及び主任(監理)技術者等

1. 受注者は、現場代理人及び工事現場における工事施工上の技術管理をつかさどる主任技術者(建設業法第26条第2項に該当する工事については監理技術者、同第3項の場合にあっては、専任の主任技術者)及び専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ)を定め、書面をもって発注者に通知する。現場代理人、主任技術者又は専門技術者を変更したときも同様とする。

なお、現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

2. 受注者は、現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者その他主要な使用人の経歴書及び職務分担表を契約後、速やかに発注者に提出する。
3. 現場代理人は、工事現場に常駐し、工事に関する一切の事項を処理するとともに常に監督員と緊密な連絡をとり、工事の円滑、迅速な進行をはかる。
4. 現場代理人は、工事の従事者を十分に監督し、工事現場内における風紀を取締り、火災、盗難の予防、衛生等に配慮するとともに、特に住民に迷惑をかけないように指導する。

1.1.12 有資格者

1. 受注者は、法令で定める免許取得者、技能講習修了者等の有資格者（以下「有資格者」という。）が必要な業務においては、有資格者を従事させなければならない。
2. 受注者は発注者が指定する条件を満たし、発注者が認めたものを従事させなければならない。
3. 監督員が免許証その他の資格を有する書面の提示を求めた場合は速やかに提示しなければならない。

1.1.13 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号）、「施工体制台帳の作成等についての改正について」（平成 26 年 12 月 25 日付け国土建第 200 号）及び「施工体制台帳等活用マニュアル」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。
2. 前項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。
3. 施工体制台帳の提出時には下請契約書を添付しなければならない。
4. 第 1 項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員に提出しなければならない。

1.1.14 受注者相互の協力

受注者は、隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1.1.15 調査・試験に対する協力

1. 受注者が、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に発注者に通知するものとする。
2. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1.1.16 工事関係者に関する措置請求

1. 発注者は現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者その他請負者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき、著しく不相当と認められる者があるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。

2. 請負者は監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。

1.1.17 設計図書の変更等

1.設計図書の変更とは、契約書第17条第3項に定める、入札に際して発注者が示した設計図書を発注者が指示した内容及び設計変更の対象になることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することを言う。

2.前項の協議内容の対象となるものは、以下の場合であり、受注者は、工事の施工に当たり、以下の内容に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1)設計図書と工事現場の状態とが一致しないとき。
- (2)設計図書の表示が明確でないとき。
- (3)工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に明示された自然又は人為的な施工条件が実際と相違するとき。
- (4)設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたとき。

3.受注者は、前項に規定する確認を請求した結果、設計図書の修正、または変更が必要となる場合は、設計変更協議書に関係図面、数量計算書及び参考資料を添付した書類（以下「設計変更協議書類」という。）を作成し、設計変更協議書類及びその写しを監督員に提出しなければならない。設計変更協議書類の写しは監督員の指示により省くことが出来る。

1.1.18 工事の中止

1. 発注者は、契約書第19条の規定に基づき、次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一次中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1.1.42 臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1)埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の継続が不相当又は不能となった場合。
 - (2)関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行が不相当と認めた場合
 - (3)工事着工後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4)第三者、受注者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることが出来る。
 3. 第1項及び第2項において、受注者は工事の施工を一時中止する場合は、工事期間中の維持・監理を含めた変更施工計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1.1.19 工期変更

1. 契約書第 16 条第 1 項、第 17 条第 3 項及び第 18 条第 1 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 19 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者とのあいだで確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、契約書第 16 条第 1 項に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、前第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議を開始しなければならない。
3. 受注者は、契約書第 19 条に基づき工期の延長を求める場合、前第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更について監督員と協議しなければならない。

1.1.20 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。ただし、検査時まで処理が完了していない場合は、完了している段階までの提示でよいものとする。

また、受注者は、処理が完了した時点（検査後も可）で、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の E 票の写しを、監督員に提出するものとする。
3. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。
5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散性）を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。

6. 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を把握し、「再生資源利用実施書」および「再生資源利用促進実施書」を電子データとともに監督員に提出しなければならない。
7. 受注者は特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルトコンクリート、木材）を使用する工事、又は特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材）を発生する工事で、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）の規定による建設工事の規模に関する基準を満たす工事にあつては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後すみやかに再資源化等報告書を監督員に提出する。
8. 建設資材、廃棄物を処分する場合は、次の通りとする。
 - (1) コンクリート、アスコン廃材、汚泥、木材、石綿廃材など（以下「建設廃材等」という。）は、設計図書で特に運搬場所を指定する場合を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 46 年法律第 137 号）等を遵守して責任者の責任において適正に処分し、不法投棄等第三者に損害を与えないようにする。
 - (2) 建設廃材等のうち産業廃棄物と判断されたものの処理を委託する場合は産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者に委託する。また、産業廃棄物の収集、運搬又は処分状況は、常に実態を把握し、適正な処理に努めるとともに、監督員からの指示があつた場合は、処分状況報告書を提出する。

1.1.21 監督員の検査(確認を含む)及び立会等

1. 受注者は、設計図書に従って、工事の施工に伴う監督員の検査・確認及び立会等を受ける場合は、あらかじめ検査願、確認・立会願等を監督員に提出しなければならない。
2. 監督員は、工事が契約図書のとおり行なわれているかどうかを、確認及び把握をするため、必要に応じ、工事現場又は製作工場に検査(確認を含む)、立会及び資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、監督員による検査(確認を含む)及び立会、把握に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
4. 監督員による検査(確認を含む)及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りでない。
5. 監督員は、契約書第 16 条第 1 項及び 2 項の規定に基づき、必要があるとみとめられる場合は工事の施工部分を破壊して確認することができる。
6. 受注者は、契約書及び標準仕様書の規定に基づき、監督員の検査もしくは確認及び立会を受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合にあつても、契約書第 16 条及び第 29 条に規定する義務を免れないものとする。
7. 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施しなければならない。また、必要に応じ、設計図書に基づいて丁張等を設置し、中心線、縦断、横断、用地境界、基準高等について監督員の確認を受けなければならない。

8. 確認は次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、確認時期においては、段階確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(工種、細別、予定時期等)を施工計画書に記載し提出しなければならない。また、当初予定していなかった段階確認の実施について、監督員から通知があった場合においても、受注者は段階確認を受けなければならない。
 - (3) 段階確認は受注者が臨場するものとし、受注者は、確認した箇所に係る監督員が押印した書面の写しを保管しなければならない。
 - (4) 受注者は、監督員が完成時不可視となる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
9. 段階確認は監督員の臨場が原則であるが、やむを得ず机上となる場合でも、受注者は、事前に施工管理記録、図面・写真等の資料を整備し、監督員に提出し確認を受けなければならない
10. 受注者は、工事の施工が次の各号に掲げる事項の場合は、監督員の立会いを求めたうえで施工しなければならない。
 - (1) 断水作業が伴う配管工事、仕切弁等の操作及び排水作業等が必要な工事
 - (2) 重要な箇所の施工
 - (3) その他監督員が特に指示したもの

1.1.22 賠償の義務

1. 請負者は、工事のため発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。ただし天災、その他不可抗力によると考えられる場合は契約約款に基づき協議する。
2. 請負者の使用する労働者の行為又はこれに対する第三者からの求償については、発注者は一切その責を負わない。
3. 前2項の処理は、原則として請負者が行うものとする。

1.1.23 工事の検査及び引渡し

1. 受注者は、工事(修繕)を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
2. 発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内(修繕は10日以内)に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事(修繕)の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を摂津市水道事業工事検査規定に基づき、受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事(修繕)目的物を最小限度破壊して検査することができる。
3. 発注者は、前項に定めるもののほか、工事(修繕)施工の途中において特に必要があると認められる場合には、発注者が別に定めるところにより、工事(修繕)施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事(修繕)目的物を最小限度破壊して検査することができる。

4. 2項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
5. 発注者は、第2項の検査によって工事(修繕)の完成を確認した後、受注者が工事(修繕)目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事(修繕)目的物の引渡しを受けなければならない。
6. 発注者は、受注者が前項の申し出を行わないときは、当該工事(修繕)目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
7. 受注者は、工事(修繕)が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事(修繕)の完成とみなし、第1項から第2項まで及び第4項から第6項までの規定を適用する。

1.1.24 しゅん工検査

1. 受注者は、契約書第31条の規定に基づき、しゅん工届を監督員に提出しなければならない。
2. 受注者は、しゅん工届提出時及び監督員が指示したときに、次の資料及び記録を整備し、監督員に提出しなければならない。
 - (1) しゅん工図(出来形図)
 - (2) 施工管理の結果資料
 - A) 出来形管理
 - B) 品質管理
 - C) 工事写真
 - (3) 設計図書で指示した工事材料の試験結果及び施工立会の記録
 - (4) 上記以外の使用材料に関する資料
 - (5) 社内検査結果資料
 - (6) その他監督員の指示するもの
3. 受注者は、しゅん工検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。
 - (1) 各資材の受払い記録
 - (2) 工事日報(KY活動、TBM等の記録を含む)
 - (3) 設計図書で指示した工事材料以外の使用材料に関する資料
 - (4) 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)
 - (5) その他検査員の指示するもの
4. 受注者は、しゅん工届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 設計図書(追加、変更指示も含む)に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第16条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完成していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

5. 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
6. 受注者は、工事目的物を対象として契約図書と対比した、次の各号に掲げる検査を臨場の上、受けなければならない。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にした検査。
7. 発注者は、検査の結果、契約書及び設計図書等に適合しないとして、その内容及びそれに対する処置に関する意見を検査員から通知された場合は、不適合の原因が受注者の責任による場合、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
8. 受注者は、当該工事完成時については、「1. 1. 21 監督員の検査(確認を含む)及び立会等第 3 項」の規定を準用する。

1.1.25 既済部分検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の部分払いの確認の請求を行った場合又は、契約書第 30 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。
2. 受注者は、契約書第 37 条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に監督員の指示により、工事出来高報告書及び工事出来高内訳書を作成し、監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、検査にあたって、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来高内訳書と対比した次の各号に掲げる検査を受けなければならない。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査。
 - (2) 工事管理状況について、書類・記録及び写真等を参考にした検査。
4. 受注者は、発注者の指示による修補については、「1. 1. 23 工事の検査及び引渡し第 7 項」の規定に従うものとする。

1.1.26 中間検査

中間検査は、必要と認められた工事について実施するものとする。

1.1.27 官公署等の検査

1. 受注者は関係法令に基づいて関係官公署その他の関係機関の検査を行う場合は、その検査に必要な資機材、労務等を提供し、検査に立会うものとする。
2. 前項検査の結果、不合格又は不備な個所があると認められた時は、受注者の責任で改善し、検査に合格しなければならない。

なお、これらの検査に要する費用は、受注者の負担とする。

1.1.28 目的物の引渡し及び所有権の移転、部分使用

1. 工事目的物の発注者への引渡しは、完成検査に合格したときをもって完了する。また、工事目的物が請負者の所有に属するときは、その所有権は引渡しにより発注者に帰属する。

2. 工事目的物の既済部分又は製作品の所有権は、請負代金の支払いにより請負者から発注者に移転するものとする。ただし、目的物全部の引き渡し完了するまでは、受注者は、当該既済部分又は製作品について責任をもって保管する。

1.1.29 工事現場発生品

1. 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生調書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で、監督員に引き渡さなければならない。
2. 受注者は、前第1項以外のものが発生した場合、監督員に通知し、監督員が引渡し指示をしたものについては現場発生品調書を作成し、監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

1.1.30 施工管理

1. 受注者は、工事の施工にあつて、施工計画書に示されている作業手順にしたがつて施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理を行わなければならない。
2. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
3. 受注者は、施工に先立ち、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事内容(目的)、工事終了日、工事実施時間帯、工事種別、工事区間(場所)、発注者、施行者等を記載した工事名標示板を設置し、工事完成後は速やかに撤去しなければならない。発注者は摂津市上下水道部とし、連絡先(当該工事の監督業務を担当している課名)を記入すること。
4. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。

また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
6. 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
7. 受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。
8. 受注者は、付則1「配管工事施工管理基準及び規格値」及び「摂津市土木工事施工管理基準」により施工管理を行い、監督員の指示により次の記録を提出しなければならない。(品質及び出来形の規格値

は、この仕様書で定めるものの外は特記仕様書及び JIS、JWWA、JDKA、WSP、POLITEC、JAS に定める規格による。))

(1) 工程管理記録

受注者は、工程管理を、工事内容に応じた方式により作成した実施工程表により行わなければならない。

(2) 出来形管理記録

出来形管理基準表及び、出来形規格値により管理を行わなければならない。

(3) 品質管理記録

品質管理基準表及び、品質規格値により管理を行わなければならない。

(4) 写真管理記録

工事記録写真は、配管工事においては付則 2「配管工事写真管理基準」により管理し、その他の工事については摂津市土木施工基準の定める基準により工事の段階ごとにその着工から完成までの施工状況が識別できるよう管理を行わなければならない。

9. 受注者は、水中又は地下に埋設される部分、その他完成後外部から確認することが出来なくなる部分の施工に際しては、出来形、寸法、品質及び施工状況の確認できる写真その他を作成し、監督員に提出しなければならない。

1.1.31 履行報告

受注者は、毎月末日までの履行状況を作成し、毎月監督員に提出しなければならない。

1.1.32 使用人等の管理

1. 受注者は、使用人等(下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。) の雇用条件、賃金の支払状況等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適性に遂行されるために、管理及び監督しなければならない。

1.1.33 工事関係者に関する措置請求

1. 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職を含む。) の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。) その他が工事を施工するために使用している下請負者、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
3. 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その

理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1.1.34 跡片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰材料、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、整然とした状態にしなければならない。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、梯子等は、監督員の指示にしたがって存置し、検査完了後撤去するものとする。

1.1.35 環境対策

1. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日) 関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。

また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

3. 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

4. 受注者は、工事の施工にあたり表 1-1 に示す一般工事用建設機械を使用する場合及びトンネル坑内作業にあたり表 1-2 に示すトンネル工事工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)」に基づく技術基準に適合する機械、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付国総施第 291 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号)」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表 1-1

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル(車輪式)・ブルドーザ・発動 発電機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、パイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下) を搭載した建設機械に限る。

表 1-2

機種	備考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル・大型ブレーカ・コンクリート吹付機・ドリルジャンボ・ダンプトラック・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

5. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に、関係法令等を遵守させるものとする。
6. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が可能ない場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。
7. 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 15 年 7 月改正法律第 119 号。「グリーン購入法」という。)」第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を必要に応じ監督員に提出するものとする。

1.1.36 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
2. 受注者が工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1.1.37 官公庁への手続等

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
3. 受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得た資料を保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。
4. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
5. 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
6. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1.1.38 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に現道上の工事(修繕)を行うにあたっては、監督員と協議しなければならない。

1.1.39 提出書類

受注者は、提出書類を付則7「様式集」の中の提出書類一覧表等に基づいて、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。

1.1.40 不可抗力による損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第24条の規定の適用を受

けると思われる場合には、直ちに請負工事被害報告書により監督員に通知するものとする。

2. 契約書第 29 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

1) 24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80mm 以上

2) 1 時間雨量(任意の 60 分における雨量をいう。)が 20mm 以上

3) 連続雨量(任意の 72 時間における雨量をいう。)が 150mm 以上

4) その他設計図書で定めた基準

(2) 強風に起因する場合 最大風速(10 分間の平均風速で最大のものをいう)が 15m/秒以上あった場合

(3) 河川沿いの施設にあっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(4) 地震により生じた災害にあっては周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. 契約書第 29 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 26 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1.1.41 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により雇用者等の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、加入する労災保険関係の項目を現場の見やすい所に掲示するものとする。
2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
3. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その対象となる労務者について証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。また、当該請負契約金額から消費税を除いた額が 100 万円以上となる工事の受注者は、組合の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を発注者に提出しなければならない。受注者が今後の所要見込額も含めて証紙を一括購入している場合等、前記による収納書が提出できない正当な理由がある場合は、その旨及び購入予定等を記載した調書を提出しなければならない。受注者は、本制度の普及促進のため、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい所に掲示するものとする。
4. 上記以外の制度(商工会議所退職金共済制度等)に加入している場合は、その証明書を提出するものとする。

1.1.42 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的または人為

的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1.1.43 賠償の義務

1. 受注者は、工事のため発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。ただし、天災、その他不可抗力によると考えられる場合は、契約書第 29 条に基づき協議しなければならない。
2. 受注者の使用する労働者の行為又はこれに対する第三者からの求償について、発注者は一切その責を負わない。
3. 前 2 項の処理は、原則として受注者が行うものとする。

1.1.44 保証期間

受注者は、工事目的物にかしがあるときは、工事(修繕)請負契約書第 41 条に定める相当の期間そのかしを修補し、また、そのかしによって生じた滅失もしくはき損に対し、損害を賠償しなければならない。

1.1.45 疑義の解釈

仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、発注者と受注者の協議による。

1.2 安全管理

1.2.1 一般事項

1. 受注者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努める。
2. 受注者は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておく。
 - (1) 工事施工に当たり「労働安全衛生規則」(昭和 47 年労働省令第 32 号)、「酸素欠乏症等防止規則」(昭和 47 年労働省令第 42 号)等に定めるところにより、かつ「土木工事安全施工技術指針」(平成 5 年 3 月建設省大臣官房技術調査室)を参考とし、常に安全管理に必要な措置を講じ労働災害発生の防止に努める。
 - (2) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、板囲い、足場、標示板等を施す。
 - (3) 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、資材の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表し見やすい場所に掲示しておく。特に、ガス工事関連工事については、緊急措置体制をとっておく。
 - (4) 暴風雨その他、非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置がとれるようにしておく。
 - (5) 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに、適切な位置に、消火器を配備し、その付近は整理しておく。
3. 危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講ずる。

4. 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに、必要に応じ所轄消防署に届出又は許可申請の手続をとる。
5. 受注者は、工事の施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通整理員等を配置して、安全管理と事故防止に努める。
6. 現場代理人及び前項の要員等は、容易に識別できるよう腕章等を常時着用する。
7. 大量の土砂、工事用資材及び機械などの運搬を伴う工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」(昭和 42 年法律第 131 号)「車両制限令」(昭和 36 年政令 第 26 号)を遵守し、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全対策上の必要事項について十分配慮したうえ、搬送計画をたて、実施する。

1.2.2 交通保安対策

1. 受注者は、工事の施工に当たり、道路管理者及び所轄警察署の交通制限に係る指示に従うとともに沿道住民の意向を配慮し、所要の道路標識、標示板、安全柵、照明灯、覆工等の設備をし、交通の安全を確保する。
2. 保安設備は、車両及び一般通行者の妨げとならないよう配置するとともに、常時適正な保守管理を行う。
3. 工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしない。
4. 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗にあわせ、直ちに仮復旧を行わない、遅滞なく一般交通に開放する。
5. 作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、電話等のマンホール並びにボックスは、これを常時使用できるように確保しておく。
6. 作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者(保安要員)がいない場合は、埋戻すか仮覆工をかけ又は保安ネット等で覆っておく。
ただし、作業時間中で作業場所の周辺が完全に区分されている場合は、この限りでない。
7. 道路に覆工を設ける場合は、車両荷重等十分耐える強度を有するものとし、道路面との段差をなくすようにする。
8. 道路を一般交通に開放しながら工事を施工する場合は、交通誘導員を配置して、車両の誘導及び事故防止に当たらせる。

1.2.3 歩行者通路の確保

1. 歩道(歩道のない道路では、通常歩行者が通る道路の端の部分)で工事をする場合は、歩行者通路を確保し、常に歩行者の通路として開放する。
2. 横断歩道部分で工事をする場合は、直近の場所に歩行者が安全に横断できる部分を設け、かつ交通誘導員を配置して歩行者の安全に努める。

3. 歩道及び横断歩道の全部を使用して工事する場合は、他に歩行者が安全に通行できる部分を確保し、必要な安全設備を施したうえ交通誘導員を配置して歩行者の安全に努める。
4. 歩行者の通路となる部分又は家屋に接して工事をする場合は、その境界にパネル等を設置し又は適当な仮道路、若しくは仮橋を設置して通行の安全をはかる。
5. 歩行者通路となる部分の上空で作業を行う場合は、あらかじめ安全な落下物防護の設備をおき万全の対策を講ずる。
6. 工事現場周辺の歩行者通路は、夜間、白色電球をもって照明しておく。
7. 歩行者通路は、原則として車道に切回さない。ただし切回すことが許可された場合は、歩行者通路と車両通行路とは堅固な柵で分離する。
8. 工事のため歩行者通路を切回した場合は、その通路の前後、交差点及び曲がり角では歩行者通路及び矢印を標示した標示板を設置する。
9. 片側歩道を全部使用して施工する場合は、作業帯の前後の横断歩道箇所に迂回案内板等を掲示するなどして、歩行者を反対側歩道に安全に誘導する。

1.2.4 事故防止

1. 受注者は、工事の施工に際し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成5年1月、建設事務次官通達)「土木工事安全施工技術指針」(昭和50.6.10建設省)等に基づき、公衆の生命身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するために必要な措置をする。
2. 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意する。
3. 所要の箇所には、専任の保安責任者、地下埋設物保安責任者を常駐させ、常時点検整備(必要な補強)に努める。
4. 工事現場においては、常に危険に対する認識を新たにして、作業の手違い、従事者の不注意のないよう十分徹底しておく。
5. 工事用機械器具の取扱いには、熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い、運転に当たっては操作を誤ることのないようにする。
6. 埋設物に接近して掘削する場合は、周囲の地盤の緩み、沈下等に十分注意して施工し、必要に応じて当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置を講ずる。また、掘削部分に他の埋設物が露出する場合には、適切な表示を行い、工事従事者にその取扱い及び緊急時の処置方法、連絡方法を熟知させておく。
7. 工事中は、地下埋設物の試掘調査を十分に行うとともに、当該埋設物管理者に立会いを求めてその位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意する。
8. 工事中、火気に弱い埋設物又は可燃性物質の輸送管等の埋設物に接近して溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用しない。
ただし、やむを得ない場合は、その埋設物管理者と協議し、保安上必要な措置を講じてから使用する。
9. 工事用電力設備については、関係法規等に基づき次の措置を講ずる。

- (1)電力設備には、感電防止用漏電遮断器を設置し、感電事故防止に努める。
 - (2)高圧配線、変電設備には、危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ず柵、囲い、覆い等感電防止措置を行う。
 - (3)仮設電気工事は、「電気事業法電気設備に関する技術基準(通産省令)」に基づき電気技術者に行わせる。
 - (4)水中ポンプその他の電気関係器材は、常に点検、補修を行い、正常な状態で作動させる。
- 10.工事中、その箇所が酸素欠乏若しくは有毒ガスが発生するおそれがあると判断したとき、又は監督員その他の関係機関から指示されたときは、「酸素欠乏症等防止規則」(昭和 47.9.30 労働省令第 42 号)等により換気設備、酸素濃度測定器、有毒ガス検知器、救助用具等を設備し、酸欠作業主任者をおき万全の対策を講ずる。
 - 11.塗装工事において、管渠内、坑内等で施工する場合は、「有機溶剤中毒防止規則(昭和 47.9.30 労働省令第 39 号)」等によって作業の安全を期す。
 - 12.薬液注入工事においては、注入箇所周辺の地下水、公共用水域等の水質汚染又は土壌汚染が生じないように、関係法規を遵守して、周到な調査と施工管理を行う。
 - 13.受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
 - 14.受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月法律第 57 号)等の関係法令に基づく措置を常に講じなければならない。
特に、重機械の運転、電機設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
 - 15.受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入を禁止する場合はバリケード、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の表示をしなければならない。

1.2.5 事故報告

工事施工中万一事故が発生したときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について直ちに監督員に報告する。

1.2.6 現場の整理整頓

1. 受注者は工事施工中、交通及び保安上の障害とならないよう機械器具、不用土砂等を整理整頓し、現場内及びその付近の清潔を保つ。
2. 受注者は、工事完成までに、不用材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して、跡地を清掃する。

1.2.7 現場の衛生管理

1. 浄水場(稼動中のもので、取水場、配水池その他これに準ずる箇所を含む)構内で行う工事(修繕)に従事する者は、「水道法」(昭和 32 年法律第 177 号)「水道法施行規則第 16 条」に従い、保健所等の検査資格を有する機関の発行した健康診断書を、監督員の指示により、提出しなければならない。
2. 健康診断の実施項目は、赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、O-157 とし、その他については、必要に応じて行うこととする。

1.2.8 安全教育

1. 受注者は作業員に対して定期的に安全教育等を行い、安全意識の向上を図らなければならない。
なお、新規作業員等は安全教育等を実施後に就業させなければならない。
2. 安全教育は全作業員が参加し、安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育、当該工事の内容の周知徹底および災害対策訓練、当該工事現場で予想される事故対策、他必要な事項について実施しなければならない。
3. 安全教育および訓練は計画的に実施するものとし、作成した計画は施工計画書に記載しなければならない。
4. 安全教育の実施状況は、写真、ビデオ等により記録し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく記録を提示しなければならない。

1.3 工事中設備等

1.3.1 現場事務所及び材料置場等

受注者は、現場事務所、材料置場、機械据付け場所等の確保については、監督員と協議のうえ関係機関への手続き及び地元調整等適切な措置を講じる。

1.3.2 工事中機械器具等

1. 工事中の機械器具等は、当該工事に適応したものを使用する。
2. 監督員が不適当と認めたときは、速やかにこれを取り替える。

1.3.3 工事中現場標識等

1. 工事中現場には見やすい場所に、工事件名、工事箇所、期間、事業所名、請負者の住所、氏名等を記載した工事標示板、その他所定の標識を設置する。
2. 発注者が、工事内容を地元住民や通行者に周知させ協力を求める必要があると認めた場合は、受注者は発注者の指定する広報板を設置する。

1.3.4 工事中電力及び工事中給排水

工事中電力(動力及び照明)及び工事中給・排水の施設は、関係法規に基づき設置し管理する。

1.3.5 工事に必要な土地、水面等

直接工事に必要な土地、水面等は、発注者が確保した場合を除き、受注者の責任において使用权を取得し、受注者の費用負担で使用する。

1.4 工事施工

1.4.1 一般事項

1. 受注者は、工事に先立ち、着工届ならびに施工計画書(工事概要、実施工程表、現場組織表、主要資材、施工方法、施工管理方法、緊急時体制、交通管理、安全管理等)を提出し、これに基づき、工事の適正な施工管理を行う。なお、簡易な工事等で監督員の承諾を得た場合は施工計画書の一部を省略することが出来る。
2. 受注者は、常に工事の進行状況を把握し、予定の工事工程と実績とを比較し、工事の円滑な進行をはかる。
特に、施工の期限を定められた箇所については、監督員と十分協議し、工程の進行をはかる。
3. 受注者は、工事の出来形、品質等がこの仕様書、設計図等に適合するよう十分な施工管理を行う。
4. 受注者は、工事の施工順序に従い、それぞれの工事段階の区切りごとに点検を行った後、次の工程に着手する。
5. 受注者は、監督員が常に施工状況の確認が出来るように必要な資料の提出及び報告書等適切な措置を講ずる。
6. 受注者は、工事に先立ち、必要に応じて関係官公署、他企業の係員の現地立会いその他に参加し、許可条件、指示事項等を確認する。
7. 施工計画書の内容に変更が生じた場合には速やかに修正・追記する。

1.4.2 事前調査

1. 受注者は、工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類、規模、埋設位置等をあらかじめ試掘その他により確認しておく。
2. 受注者は、工事箇所に近接する家屋等に被害が発生するおそれがあると思われる場合は、発注者と協議のうえ、当該家屋等の調査を行う。
3. その他工事に必要な環境(道路状況、交通量、騒音、水利等)についても十分調査しておく。

1.4.3 障害物件の取扱い

1. 工事施工中、他の所管に属する地上施設物及び地下埋設物、その他工作物の移設又は防護を必要とするときは、速やかに監督員に申し出て、その管理者の立会いを求め、移設又は防護の終了後、工事を進行させる。
2. 受注者は、工事施工中損傷を与えるおそれのある施設に対しては、仮防護その他適当な措置をし、工事完了後原形に復旧する。

3. 受注者は、地上埋設物又は地下埋設物の管理者から直接指示があった場合は、その指示に従い、その内容について速やかに監督員に報告し、必要があると認められる場合は監督員と協議する。

1.4.4 現場付近居住者への説明

受注者は、工事着手に先立ち、監督員と協議のうえ、現場付近居住者に対し、工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努める。

又、必要に応じて現場内に移動式トイレ等を設置し、公衆衛生、住民感情に配慮する。

1.4.5 工事用地等の使用

1. 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
2. 設計図書において、受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し確保するものとする。この場合において、工事の施工上必要とされる用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所等)及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、前第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧し、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に、発注者が返還を要求した場合も遅滞なく発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は、前第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1.4.6 公害防止

請負者は、工事の施工に際し、騒音規制法、振動規制法及び公害防止条例等を遵守し、沿道住民者から騒音、振動、塵埃等による苦情が起こらないよう有効適切な措置を講ずる。また、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう十分注意する。

1.4.7 道路の保守

残土運搬その他によって、道路を損傷した場合は、掘削箇所以外の道路であっても受注者の負担で適切な補修をする。

なお、関係官公署の検査を受けて引渡し完了するまで及びその保証期間内は、受注者が保守の責任を負う。

1.4.8 警戒宣言に伴う措置

「大規模地震対策特別措置法」(昭和 53 年法律第 73 号)に基づき、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、工事を中止し「緊急時対策計画書」に基づき、状況に応じた措置を講ずる。

1.4.9 再生資源の利用促進

1. 建設副産物を再生資源として活用を図るために、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)第 10 条関係省令第 8 条及び同法第 18 条に関係省令第 7 条に定める規模以上の工事を施工する場合は、工事着手に先立ち、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を「工事施工計画書」に含めて監督員に提出するとともに、指定の関係機関に送付する。

また、これらの計画書の実施状況は、工事完成後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督員に提出するとともに、指定の関係機関に送付する。

2. 土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

3. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

1.4.10 就業時間

1. 受注者は、設計図書等に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

2. 受注者は、設計図書等に施工時間が平日と定められている場合で、止むを得ず市役所の閉庁日に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって、監督員に提出しなければならない。

3. そのほか、作業時間についてはあらかじめ監督員と協議する。

1.4.11 工事施工についての折衝報告

工事施工に関して、関係官公署、付近住民と交渉を要するとき又は交渉を受けたときは適切な措置を講ずるとともに速やかにその旨を監督員に報告する。

1.4.12 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工をはかる。

1.4.13 工事記録写真

受注者は、工事記録写真を整理編集し、監督員が随時点検できるようにするとともに、工事完成の際、提出する。工事記録写真の撮影は、「7 工事写真管理基準」に準ずる。

1.4.14 工事完成図

受注者は、工事完成図を作成し、工事完成届けに添えて提出する。

1.4.15 工事関係書類の整備

受注者は、随時監督員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を整備しておく。
尚、提出書類については巻末の提出書類様式一覧及び様式を参照のこと。

提出書類様式一覧（案）

様式名	作成者	あて名	提出期日	様式	提出※2
着工届	受注者	摂津市長	着手した日	6	◎
工程表	〃	〃	契約後遅滞なく	1	◎
工事費内訳書	〃	〃	〃	2	◎
現場代理人等届（主任技術者・監理技術者、配管工）	〃	〃	〃	3	◎
現場代理人経歴書	本人	なし	〃	4	◎
主任技術者経歴書	〃	〃	〃	4	◎
配管工経歴書	〃	〃	〃	4	◎
施工計画書（表紙）	主任技術者	摂津市長	〃	5	◎
工事外注計画書	受注者	〃	契約後遅滞なく	7	○
工事再下請体系図	〃	〃	外注契約後遅滞なく	7-1	○
下請負（委任）通知書	〃	〃	〃	8	○
工事日報	現場代理人	監督員	毎週始め	9	◎
工事日報（表面）	〃	〃	〃	10（表面）	◎
工事日報（裏面）	〃	〃	〃	10（裏面）	◎
工事完成通知書	受注者	摂津市長	完了時	13	◎
請求書	〃	〃		14	◎
引渡書	〃	〃	工事検査合格後	17	◎
材料確認書	現場代理人	監督員	必要に応じその都度	26	◎
段階確認書	〃	〃	〃	28	○
変更協議書（代理人への委任状）	〃	〃	〃	30	○
協議書（打合せ簿）	現場代理人・	監督員	〃	31	◎
立会願	現場代理人	監督員	〃	32	◎
施工体制台帳	受注者	摂津市長	契約後遅滞なく	33-1	◎
再下請通知書	〃	〃	外注契約後遅滞なく	33-1'	○
安全施工推進体制表兼施工体系図	〃	〃	契約後遅滞なく	33-2	◎
承諾書	現場代理人	監督員	必要に応じその都度	34	◎
休日（夜間）作業承諾書	〃	〃	〃	34-2	△
誓約書（暴排・元請用）	受注者	摂津市長	摂津市暴力団排除 条例による	※1	◎
誓約書（暴排・下請用）	下請業者	摂津市長	摂津市暴力団排除条例 で下請負を契約した時	※1	○

施工計画書	現場代理人	摂津市長	契約後遅滞なく	他様式	◎
材料研修伝票	〃	〃	必要に応じその都度	10	○
給水図面	〃	〃	完了検査時	11	○
工事写真帳	〃	〃	必要に応じその都度	13	◎
各種報告書	〃	〃	必要に応じその都度	15	○
使用材料一覧表	〃	〃	必要に応じその都度		◎
NS形・GX形継手チェックシート	〃	〃	必要に応じその都度		○
フィツケースクローゼットL-53（幅39× 奥行53×高さ30cm）			必要に応じその都度		○

※1：摂津市暴力団排除条例内に記載ある書式を使用すること

※2：提出書類について、◎は必ず提出、○は発生した場合必ず提出、△は必要に応じて提出すること